

# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和8年6月1日現在>

## 1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0493-21-2660 (午前8時30分～午後5時30分まで)

管理者 相笠 まさよ

主任介護支援専門員 竹崎 乃利子

主任介護支援専門員 嶋田 好美 河原 一文 大木 直江

介護支援専門員 北原 智帆

\*ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 2. ひがしまつやま寿苑指定居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所ひがしまつやま寿苑
所在地	東松山市大字柏崎629番1
介護保険指定番号	埼玉県 1173300920
サービスを提供する地域	東松山市、吉見町、川島町

上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	1名(兼務)		1名(兼務)
	主任介護支援専門員	1名(兼務)		1名(兼務)
	主任介護支援専門員	3名		3名
	介護支援専門員	1名		1名

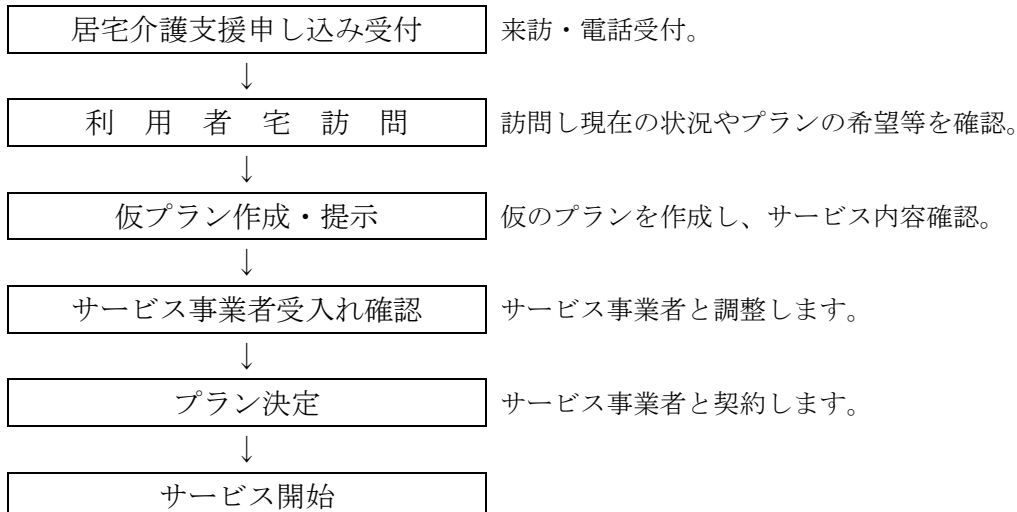
### (3) 営業日及び営業時間

月～日曜・祝日(1月1日～3日除く)	午前8時30分～午後5時30分
--------------------	-----------------

\* 緊急連絡先 0493-21-2660

\* 緊急時、電話等により、24時間常時連絡体制。

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



#### 4. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して、複数のサービス事業者等の紹介を求めることが可能です。
- (2) 居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (3) 前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合についてご説明します。
- (4) 前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）についてご説明します。

以上について文書の交付に加えて口頭での説明を丁寧に行い理解して頂いたことについて利用者、またはその家族から署名を頂きます。

#### 5. 利用料金

要介護認定又は要支援認定を受けている方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村の窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けられます。

#### 【居宅介護支援費】 取り扱い件数45件未満（介護支援専門員1人に付き）

- (1) 要介護1・2 11,316円/月
- (2) 要介護3・4・5 14,702円/月

#### 【加算】

- (1) 初回加算 3,126円/月
- (2) 医療連携加算
  - ① 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,605円/月
  - ② 入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,084円/月
  - ③ 退院・退所加算

	カンファレンス参加なし	カンファレンス参加あり
連携1回	4,689円	6,252円
連携2回	6,252円	7,815円
連携3回	×	9,378円

- (3) 通院時情報連携加算 521円/月
- (4) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084円/月
- (5) 特定事業所加算（Ⅱ） 4,386円/月

(6) ターミナルケアマネジメント 4,168円/月

【ターミナルケアマネジメント加算に関して】

- ① 医師の診断により回復の見込みがないと判断された方であって、在宅で死亡の利用者  
(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡の場合を含む)
- ② 終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握し、利用者またはその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。
- ③ 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。

(7) 介護職員等処遇改善加算 2.1%

介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。  
加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。

\* 地区別単位：1単位当たり 10.42円(6級地)

【その他】

上記のサービス提供実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費の徴収となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収させていただきます。

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km未満 | 200円 |
| (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上 | 500円 |

6. サービスの利用開始

(1) サービスの開始

介護支援専門員(ケアマネージャー)が訪問し、契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合  
文書、電話等でお申し出いただければ、いつでも解約することができます。
- ② 当法人の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- (3) 以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 介護保険給付でサービス利用中の方の要介護状態区分が、非該当と認定された場合
  - ③ 利用者がお亡くなりになった場合

※ 利用者及びその家族などが当法人や当法人の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. サービス内容に関する苦情

- ・利用者様 苦情・要望・相談窓口

居宅介護に関する苦情、要望、相談等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆	
・電話番号	0493-21-2660
・受付時間	8時30分～17時30分

8. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の情報を使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者家族との連絡調整をし対応していきます。

10. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

11. その他

当事業所以外に、市町村の苦情・相談窓口等に苦情を伝えることができます。

- (1) 東松山市役所 高齢介護課 0493-23-2221 (受付時間 8:30～17:15)  
(土・日・祝日は除く)
- (2) 吉見町役場 健康推進課 0493-54-1511 (受付時間 8:30～17:15)  
(土・日・祝日は除く)
- (3) 川島町役場 健康福祉課 049-297-1811 (受付時間 8:30～17:15)  
(土・日・祝日は除く)
- (4) 埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談専用  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 (土・日・祝日は除く)  
048-824-2568 (受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00)

12. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

